



横浜市都市計画マスタープラン中区プラン 「中区まちづくり方針」概要版



「中区まちづくり方針」は、望ましい中区の将来像を描き、それを実現するためのまちづくりの基本的方針を示すものとして、平成17年7月に策定しました。

策定から10年以上経過し、その間の社会情勢の変化や区の現況、市域全体のプランである「横浜市都市計画マスタープラン(全体構想)」の改定を踏まえ、令和2年3月に中区プランを改定しました。

改定のポイント

- ①高齢化の進行、外国人人口の増加などを踏まえ、「生活環境に関する方針」及び「コミュニティに関する方針」を追加
- ②地域福祉保健計画など福祉要素を考慮したまちづくりを重視し、ソフト的な要素も含めた指針として整理
- ③東日本大震災後の人々の防災意識の高まりを考慮し、災害に強いまちを目指した方針を記載

中区の現況

●人口

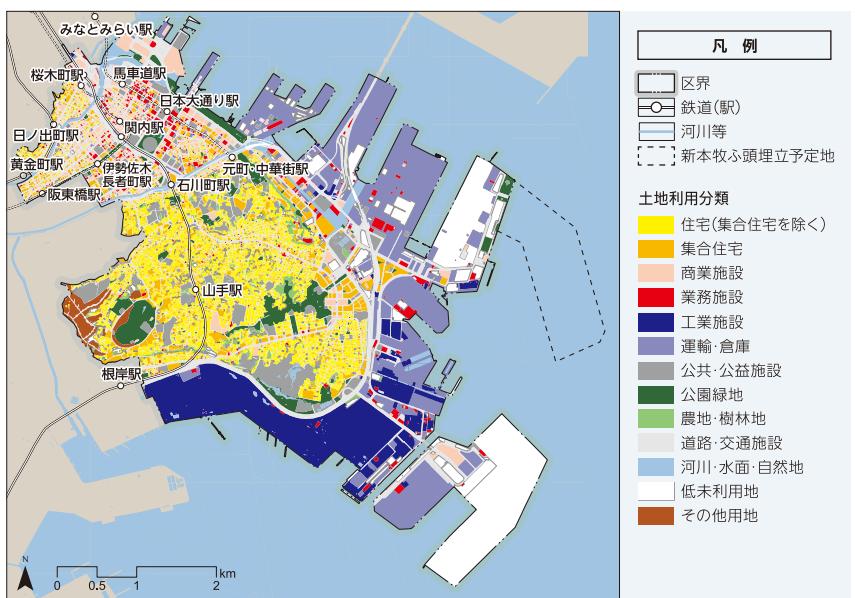
中区の人口は平成27年時点ですでに約148,000人です。将来人口については、令和12年にピークとなる見込みです。

年齢別将来人口の推移を見ると、老年人口(65歳以上)の増加が見込まれており、外国人人口の割合は平成30年12月末時点ですでに11パーセントを超え、市内では突出して高くなっています。

●土地利用

土地利用の分布を見ると、閑内・閑外では公共・公益施設、商業施設、業務施設、集合住宅などが混在し、山手、本牧、根岸には、住宅、集合住宅、大規模な公園緑地、公共・公益施設が多く分布しています。臨海部には運輸・倉庫及び工業施設が分布しています。

(土地利用現況図[平成25年(2013年)])



●区の特性・魅力

開港以来の歴史的・文化的資源が数多く存在することが中区の魅力の一つとなっています。文化財及び横浜市認定歴史的建造物として、横浜市開港記念会館や赤レンガ倉庫などの建造物、三溪園をはじめとする史跡等が指定されています。

まちづくりの目標

住む人、働く人、訪れる人、
誰もが居心地のよい
みなとまち文化が根付いたまち・中区



中区は開港を機に都市として大きく発展し、横浜の都心として活力のあるまちを形成してきました。

これからも、これらの歴史・文化を継承しつつ、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、また、人種や国籍の違いを問わず、住む人、働く人、訪れる人が安心して、快適に過ごし、刺激と活気を与えられるような進化を続ける風格を持ったまちの形成を目指します。

区の将来都市構造

将来のまちを構成する「交通ネットワーク」、「水・花・緑・地域資源」及び「ゾーン」について、その都市構造を示し、まちづくりの目標及び分野別方針の実現を目指します。

①交通ネットワークの考え方

- 各種公共交通機関との結節点となる各駅の機能強化を推進します。
- 横浜環状鉄道の一部として計画がある元町・中華街～根岸間について、事業性の確保に向けた検討を進めます。
- 日常の生活における身近な道路の歩行者環境の向上などを含め、円滑な交通ネットワークの構築を目指します。
- 都心臨海部では、新たな交通の導入などにより回遊性の向上を図ります。

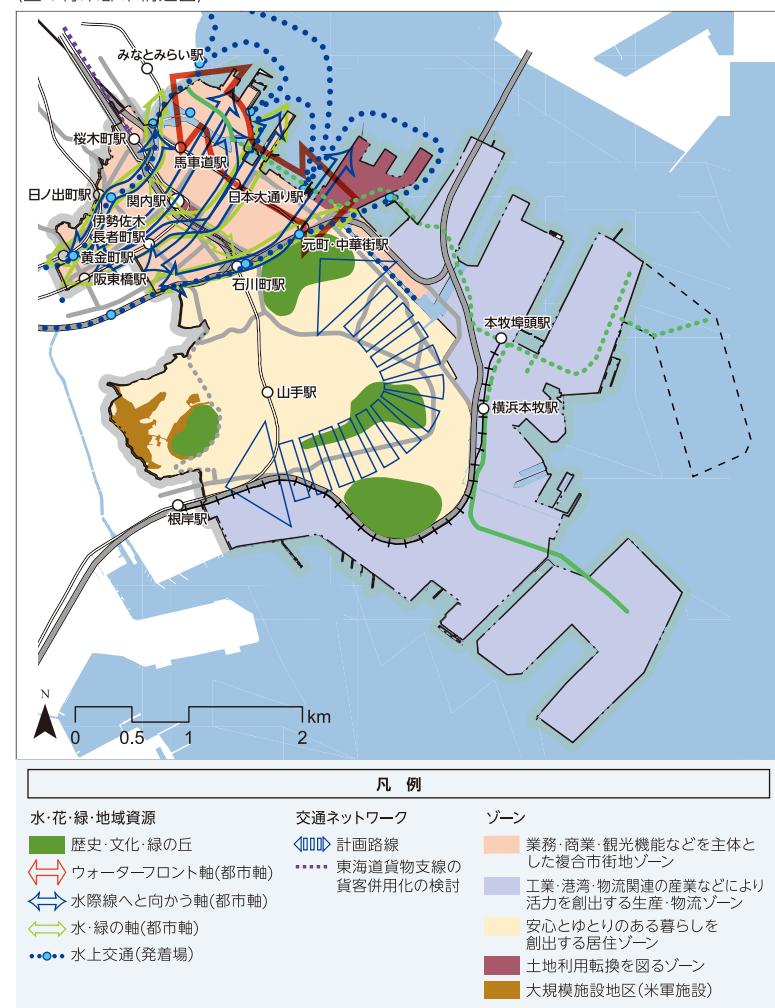
②水・花・緑・地域資源の考え方

- 「水・緑の軸」「ウォーターフロント軸」「水際線へと向かう軸」を位置付け、「歴史・文化・緑の丘」とあわせて、多くの人が親しみ、憩い、楽しめるよう、都市環境の充実を図ります。
- 良好で個性豊かな街並みや商店街を含め、水・花・緑などの豊かな都市環境や区内に点在する歴史的資源・文化遺構などを生かした回遊性の向上を図ります。

③ゾーンの考え方

- 閑内・閑外等を、「業務・商業・観光機能などを主体とした複合市街地ゾーン」、山下ふ頭などは「土地利用転換を図るゾーン」として位置付け、土地の高度利用等を図ります。
- 都心に近接する生活圏域を、「安心とゆとりのある暮らしを創出する居住ゾーン」として位置付け、地域の特性に応じた生活環境や利便性の向上を図ります。
- 米軍根岸住宅地区については、「大規模施設地区(米軍施設)」として位置付け、引き続き跡地利用の検討を進めます。

〈区の将来都市構造図〉



土地利用

【目標】業務・商業等の都心機能や港湾・物流機能が高まり、海・港・歴史的資源と一体となった市街地の多様な魅力を区民も来街者も満喫できるまち

●方針1 低層住居系土地利用

戸建て住宅を中心とした良好な住環境を担保する土地利用とします。狭い道路の拡幅、建物の不燃化や耐震化などに取り組み、良好な環境の維持と災害への対応を進めます。

●方針2 中層住居系土地利用

戸建て住宅や集合住宅などを中心とした土地利用とします。狭い道路の拡幅、建物の不燃化や耐震化などに取り組み、良好な環境と生活利便の維持、向上を図ります。

●方針3 沿道市街地系土地利用

業務・商業施設や中高層の集合住宅などを中心とした土地利用とします。業務・商業機能と居住機能の共存と調和を図り、良好な環境と生活利便性の高いまちづくりを目指します。

●方針4 業務・商業系土地利用

業務・商業施設や公共・公益施設などを中心とした土地利用とします。建物の高度利用を進め、業務・商業施設を誘導し、都心機能の充実を図るとともに、周辺居住者等の生活を支える都市サービス機能の充実を図ります。特に閑内地区においては、低層部のにぎわいの連続性を保ちながら、都心にふさわしい居住機能の導入も視野に入れた、魅力あるまちづくりを目指します。

●方針5 工業・流通業務系土地利用

港湾関連施設や工業・物流関連施設の集積する土地利用とします。ふ頭の増設など、国際競争力のある港の実現に向け港湾・物流機能の強化を進めます。また、既存工場の機能更新や高度化を助成制度等により促進します。

●方針6 土地利用転換地区

周辺地域との調和を図りつつ、地域の発展に資する新たな土地利用を行う地区とします。都心臨海部では新たなにぎわいの拠点形成等を図ります。

●方針7 大規模施設地区(米軍施設)

「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め跡地利用の検討を進めます。

●方針8 都心臨海部公園緑地・港湾緑地系土地利用

水際の緑地・公園・オープンスペースは臨海部の大きな魅力であるため、貴重な地域資源として維持・保全を図ります。また、更なる都心部の魅力の創出に向けて、利活用を図ります。

●方針9 都心臨海部周辺公園緑地系土地利用

都市における貴重な緑として、維持・保全を図ります。また、丘陵地に多く分布する斜面緑地など地域の特性を生かした潤いのある景観を形成します。

生活環境

【目標】誰もが安心して住み続けられる快適な環境のあるまち

●方針1 誰もが安心して暮らせるまちづくり

●方針2 多文化共生のまちづくり

●方針3 高齢者及び障害者が暮らしやすい環境づくり

●方針4 子育てしやすい環境づくり

コミュニティ

【目標】区民や事業者の地域活動への参加促進、地域と事業者の交流・連携、区民の活動の場づくりが進み、人々がつながり活気あるまち

●方針1 人と人がつながる環境づくり

●方針2 地域活動を支援する情報発信の充実

●方針3 協働で進める暮らしやすい地域社会づくり

都市防災

【目標】区民・来街者、就業者などが安全で安心して暮らせる災害に強いまち

- 方針1 地震や地震火災等に強いまちづくり
- 方針2 水害や土砂災害に強いまちづくり
- 方針3 災害に強い体制づくり

都市交通

【目標】安全・安心な歩行者空間づくりのほか、既存の公共交通の利便性の向上や多彩な交通の充実などにより、誰もが快適に移動できるまち

- 方針1 誰もが安全に安心して移動できる環境の整備
- 方針2 誰もが効率的に移動できるきめ細かい交通システムの充実と回遊性の向上
- 方針3 中区の資源を生かした多彩な交通の充実
- 方針4 広域的な交通ネットワークの充実

都市の魅力・活力

【目標】個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち

- 方針1 歴史的資源を生かしたまちづくりの推進
- 方針2 良好で個性豊かな街並み・商店街の形成
- 方針3 花・緑・水を生かしたまちづくり
- 方針4 文化芸術創造都市の推進
- 方針5 観光・MICE
- 方針6 未来を創る都市づくり

都市環境

【目標】水や緑を身近に体験でき、環境負荷の少ない循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取組により快適に暮らせるまち

- 方針1 豊かな生物多様性の実現に向けた水と緑の保全と創造
- 方針2 脱炭素化に向けたまちづくりの推進
- 方針3 循環型社会の実現に向けた取組の推進

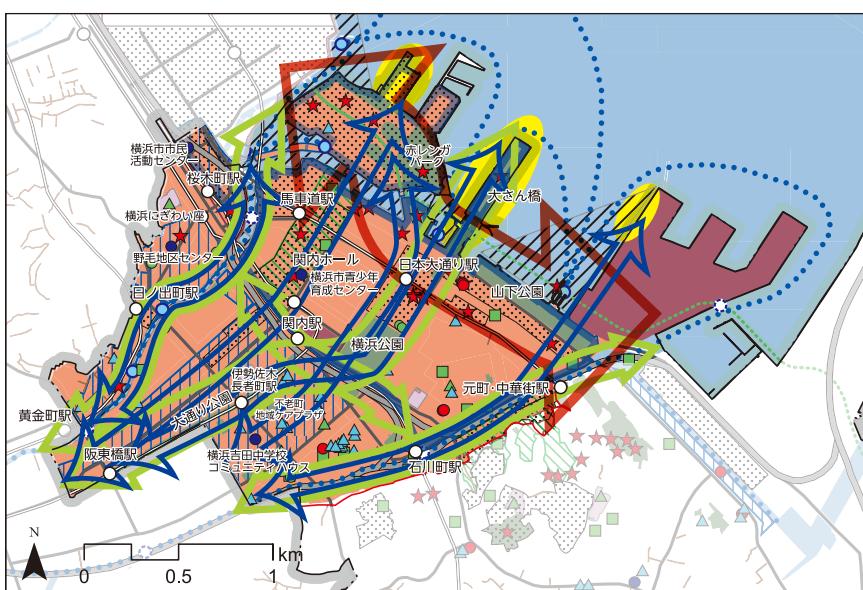
エリア別方針

区を5つのエリアに区分し、分野別の方針を踏まえつつエリアごとの方針を示します。

関内・関外エリア

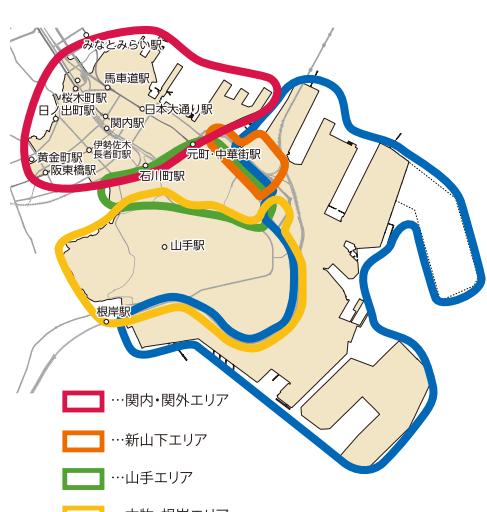
【目標】歴史・文化を保全・活用し、業務・商業機能を中心としながら、中心市街地として、住む人や働く人、訪れる人が共存するまち

- 方針1 都心臨海部における都心機能の強化や拠点整備・魅力的な街並みの形成
- 方針2 人々の交流や回遊性を促すにぎわいのあるまちづくり
- 方針3 働きやすく、暮らしやすいまちづくり
- 方針4 安全・安心な生活環境、災害に強い環境の形成



(関内・関外エリアまちづくり方針図)

〈エリア区分図〉



凡例

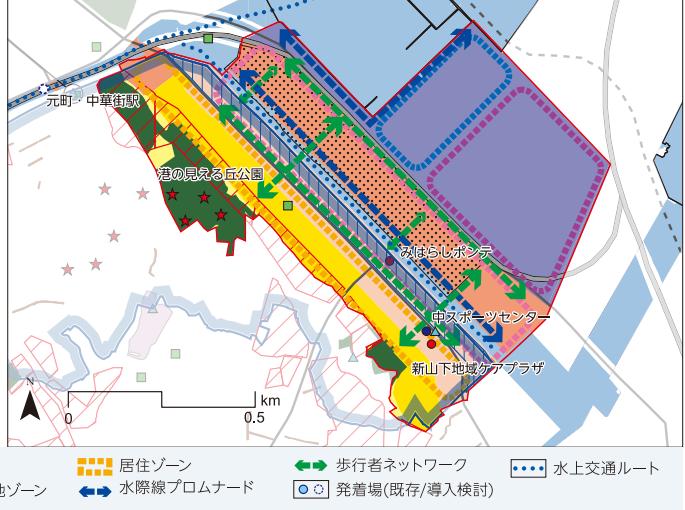
地域まちづくりルール	レクリエーション等活性化水域
街づくり協議地区	ウォーターフロント軸(都市軸)
景観推進地区・都市景観協議地区	水際線へと向かう軸(都市軸)
狭あい道路整備促進路線	水・緑の軸(都市軸)
発着場(既存/導入検討)	客船受入機能強化ゾーン
水上交通ルート	

新山下エリア

【目標】土地利用転換が進み、商業や物流、居住機能がバランスよく配置されたまち

- 方針1 暮らしやすく安全・安心な居住環境の形成
- 方針2 地域の魅力を生かしたにぎわいづくり
- 方針3 港湾物流など多様な施設需要に対応した物流集積の促進

〈新山下エリアまちづくり方針図〉



凡例

街づくり協議地区

景観推進地区・都市景観協議地区

急傾斜地崩壊危険区域

水際ゾーン

物流ゾーン

複合市街地ゾーン

居住ゾーン

水際線プロムナード

歩行者ネットワーク

水上交通ルート

発着場(既存/導入検討)

山手エリア

【目標】歴史・文化が保全・活用され、ゆとりのある居住環境のあるまち

- 方針1 山手を代表する景観づくり
- 方針2 安全・安心で良好な居住環境の保全と歴史的資源の共存
- 方針3 回遊性の高いまちづくり

〈山手エリアまちづくり方針図〉



凡例

地域まちづくりルール

街づくり協議地区

景観推進地区・都市景観協議地区

風致地区

不燃化推進地域

急傾斜地崩壊危険区域

狭い道路整備促進路線

緑と歴史の創造ゾーン

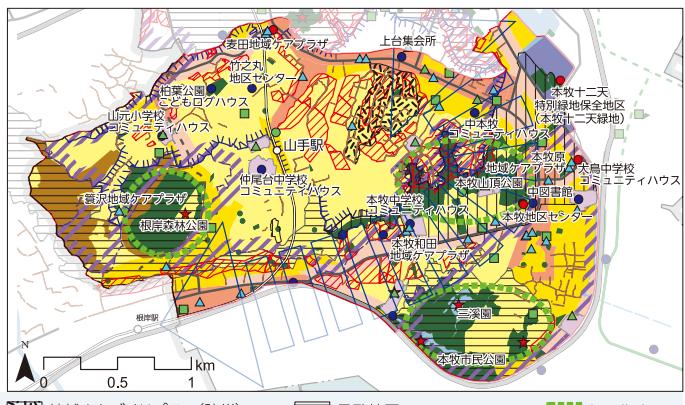
文教ゾーン

本牧・根岸エリア

【目標】安心して暮らすことができ、また利便性の高い居住環境のあるまち

- 方針1 安全・安心な生活環境の維持・向上
- 方針2 魅力的な歴史・文化資源の保全・活用
- 方針3 交通利便性の向上
- 方針4 米軍根岸住宅地区の跡地利用の検討

〈本牧・根岸エリアまちづくり方針図〉



凡例

地震火災対策方針の「対象地域」

狭い道路整備促進路線

上記対象地域のうち「重点対策地域(不燃化推進地域)」

地域まちづくりプラン(防災)

建築協定

風致地区

急傾斜地崩壊危険区域

緑の拠点

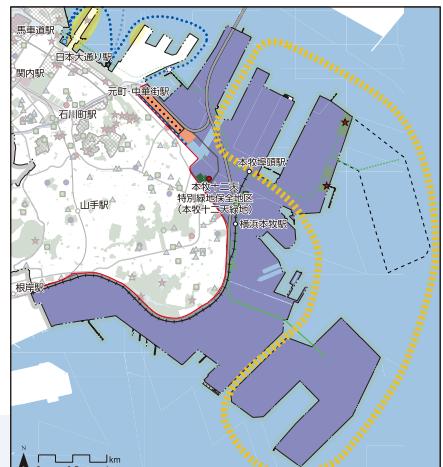
計画路線

港湾・臨海エリア

【目標】国際物流など臨海部の産業の発展が図られながら、活力を創出するまち

- 方針1 國際競争力のある港づくり
- 方針2 区民に身近で親しみやすい港づくり
- 方針3 安心・安心で環境にやさしい港づくり

〈港湾・臨海エリアまちづくり方針図〉



凡例

水上交通

発着場(既存/導入検討)

コンテナ取扱機能強化ゾーン

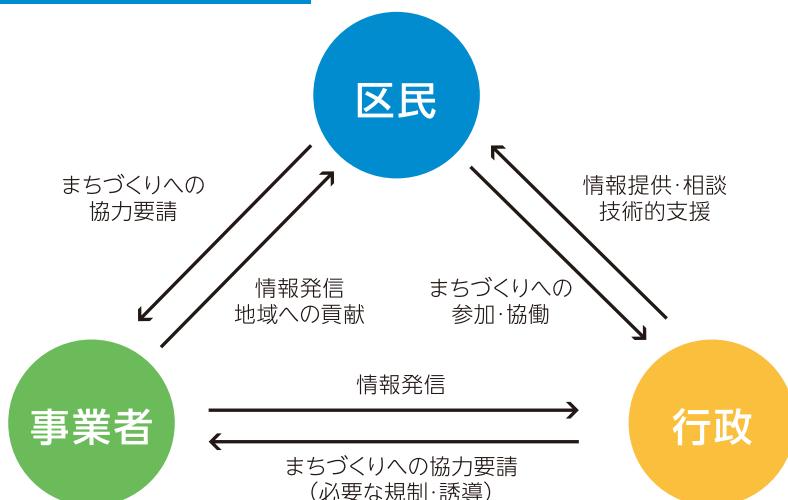
まちづくりの推進

まちづくりの推進に向けた区民、事業者、行政の取組

中区プランは、区民、事業者、行政がまちづくりを進めていく上での基本的な方針を示したものです。今後の中区のまちづくりは、中区プランに基づいて推進します。

まちづくりの推進にあたっては、区民（個人、まちづくり団体、区民団体等）、事業者、行政など様々なまちづくりの担い手が主体的に取り組むことが大切です。

また、まちづくりを進めていく上では、それぞれの主体が、互いの役割を理解してそれぞれの強みを生かし、協働で取り組むことが必要です。



中区プランの充実

中区プランは、計画期間が長期にわたることから、社会経済情勢の変化や技術革新、区民意識の変化などが生じた際には、必要に応じて見直しを行うなど、まちづくり方針の充実を図っていきます。上位計画である全体構想等の改定が行われた際には、中区プランの記載内容や進捗状況を点検し、必要な修正や改定を行います。

中区まちづくり方針の改定プロセス

平成29年度

「中区100年夢のまち」意見募集

平成30年度

改定素案の公表・意見募集

令和元年度
(平成31年度)

改定原案の公表・意見募集

都市計画審議会附議

確定・告示

「中区まちづくり方針」全体版は、ホームページのほか、次の場所でご覧いただけます。

閲覧場所

- 中区区政推進課(数に限りがありますが、冊子の配布も行っております。)
- 中央図書館、中図書館
- 市庁舎3階市民情報センター
- 区内各地区センター
- 市庁舎29階都市整備局地域まちづくり課

お問い合わせ先

横浜市中区区政推進課
〒231-0021 横浜市中区日本大通35
TEL:045-224-8128 FAX:224-8214

ホームページ
横浜市 中区プラン

